



# 職長こそ、労働災害防止のキーマン

福井労働局

現場で災害や事故が発生したときに行う災害調査結果を見ると、労働者の「不安全な行動」や、機械設備（足場、型枠支保工等）の欠陥や不具合といった「不安全な状態」が主たる原因であることがわかります。

これらの「不安全な行動」や「不安全な状態」は、作業を始める前に、あるいは、作業中に、「職長」が発見し、是正、改善することによって災害や事故に至らずに済んだケースが多かったことが調査結果などで明らかにされています。

## 1 職長とは

現場、作業所等において、作業中の労働者を直接指導又は監督する地位にある者を「職長」と言います。

職長は、労働災害防止のキーマンと言われており、現場、作業所等における職長の職務の励行が、その現場、作業所等の安全衛生状態を大きく向上させると言っても過言ではなく、これからも職長は、労働災害防止のキーマンとして大いに期待されているところです。

労働安全衛生法第60条では、建設業、製造業等政令で定める業種において、事業者は、新たに職務に就くこととなった職長に対し、作業方法の決定、作業者の適正配置、部下の指導監督の方法等について安全衛生教育（職長教育）を行うことが規定されています。

## 2 職長の主な職務（安全衛生上の職務）

### (1) 作業開始前

- ① 仕事の段取りを行う
- ② 設備機械の点検を行う
- ③ 労働者の体調を確認する  
(労働者一人ひとりと話をし、  
顔色を見て、体調の良し悪しを確認する)
- ④ 作業手順を説明する
- ⑤ 作業に応じた安全衛生保護具の着用状況を確認する



### (2) 作業中

- ① 作業手順に沿って作業しているかどうか確認する  
(不安全な行動がないか確認する)
- ② 保護具を正しく着用しているか確認する
- ③ 機械設備に不具合がないか確認する  
(不安全な状態がないか確認する)



### (3) 作業終了後

- ① 使用した器具、工具を整理する
- ② 保護具を適切に管理する